

令和2年10月14日

都道府県医師会
会長 殿

公益社団法人日本医師会 会長
中川 俊男



予備費を活用した医療機関等への更なる支援について

今般、厚生労働省医政局総務課より本会に対し、事務連絡「予備費を活用した医療機関等への更なる支援について」が発出されるとともに、周知方について協力依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関等への支援については、「国民の健康と安心につなげるための医療機関・医療従事者支援策」の周知について」（令和2年7月17日付け日医発第502号（地218・健Ⅱ215））や、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援」について」（令和2年9月25日付け日医発第748号（地320・税経9・健Ⅱ281））等にて貴会宛にご案内申し上げてまいりました。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用した、医療機関等への更なる支援策について、医療現場に分かりやすくお伝えすることを目的として、別添1「国民の健康と安心につなげるための医療機関等への更なる支援策」及び別添2のパンフレット等を作成したことについて周知を依頼するものです。これらの資料については、下記の厚生労働省ホームページにおいて掲載されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区等医師会及び関係医療機関への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

以上

事 務 連 絡
令和2年10月13日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

予備費を活用した医療機関等への更なる支援について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用した、医療機関等への更なる支援策を閣議決定いたしました。各種支援事業の内容について、医療現場に分かりやすくお伝えできるよう、別添1、2のとおり、資料を作成しております。

貴会におかれましては、内容を御了知の上、これらの支援策がより現場で活用されるよう、貴会会員各位への周知を行っていただきますようお願いいたします。

【別添1】国民の健康と安心につなげるための医療機関等への更なる支援策

【別添2】国民の健康と安心につなげるための医療機関等への更なる支援策のご案内（パンフレット）

【参考】厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6



新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援

新型コロナ患者の病床・宿泊療養体制の確保

10月以降の病床や宿泊療養施設の補助予算を確保

申請・給付

随時申請受付、補助実施※

照会先

各都道府県の窓口まで

「中等症Ⅱ」以上の新型コロナ患者を受け入れた際の診療報酬の特例的対応



一般病床でも、一定の病態に対応している場合、手厚い対応を行っている実態にかんがみ、救急医療管理加算(950点)を「3倍→5倍」とする

9/15～適用中

各都道府県の地方厚生局事務局まで

重点医療機関である特定機能病院等の病床確保料の更なる引き上げ


 重点医療機関の病床確保料を更に引き上げ
 特定機能病院等：ICU病床301,000円→436,000円
 その他病床52,000円→74,000円
 一般病院：その他病床52,000円→71,000円

随時申請受付、補助実施※

各都道府県の窓口まで

医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関等への補助

医療資格者等が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に保険料を補助
一人あたり1,000円を上限、年間の保険料の1/2補助申請開始
申請受付中
振込開始
10月中旬頃～

インフルエンザ流行期に新型コロナ疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関への支援

以下の額を上限として、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用を補助
許可病床199床以下：1,000万円/200床ごとに200万円を追加
※新型コロナ患者入院受入割当医療機関は1,000万円を追加申請開始
申請受付中
振込開始
10月中旬頃～厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
：0120-336-933

インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制の確保

専ら発熱患者等を対象とした外来体制をとる医療機関への体制確保支援



体制確保料



電話相談

 ・発熱患者等の受入時間、受診患者数に応じて体制確保料を補助
 ・発熱患者等の電話相談業務の補助：上限100万円
申請開始
申請受付中
振込開始
10月下旬頃～

地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援

新型コロナ等の影響により経営状況が悪化している医療機関への貸し付け優遇等



<福祉医療機構の優遇融資>

 ・貸付限度額引き上げ
 病院は10億円まで、診療所は5,000万円まで
 ・無利子枠：病院2億円、診療所5,000万円
 ・無担保枠：病院6億円、診療所5,000万円
 対象：前年同月比3割以上減収の月がある医療機関
 ※ 前年同月からの減収額に応じて、上限額が変動する可能性有
 ※ その他、地域経済活性化支援機構(REVIC)と福祉医療機構が連携・協力し、金融支援や経営支援を実施

申請受付中

福祉医療機構
医療貸付専用ご相談フリーダイヤル
：0120-343-863
※携帯電話等でつながない場合
：03-3438-0403

必要な受診・健診・予防接種の広報


 ・医療機関の感染防止対策の周知（日医・日歯「安心マーク」）
 ・政府広報(テレビ、新聞等)により国民に必要な受診を行うよう呼びかけ、健診・予防接種促進の広報

—

医政局総務課
03-3595-2189
※健診・予防接種については健康局総務課
03-3595-2207

国民の健康と安心につなげるための 医療機関等への更なる支援策のご案内

※令和2年10月13日時点の情報です。

新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援

- **新型コロナウイルス感染症患者の病床・宿泊療養体制の確保**
10月以降の病床や宿泊療養施設の補助予算を確保します。 P.2
- **新型コロナウイルス感染症患者の受入に係る診療報酬の特例的対応**
一般の病床でも、一定の病態に対応している場合、手厚い対応を行っている実態にかんがみ、更なる特例的な評価を行います。 P.3
- **重点医療機関である特定機能病院等の病床確保料の更なる引き上げ**
重点医療機関(新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関)において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制を確保するため、病床確保料を更に引き上げます。 P.4
- **医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関等への補助**
医療資格者等が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助します。 P.5

インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制の確保

- **インフルエンザ流行期に新型コロナ疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関への支援**
発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる救急患者等の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止対策等に要する費用を補助します。 P.6
- **インフルエンザ流行期に専ら発熱患者等を対象とした外来体制をとる医療機関への体制確保支援**
多数の発熱患者等が地域で適切に相談・診療・検査を受けられる体制を整備するため、都道府県の指定に基づき専ら発熱患者等を対象とした外来体制をとる医療機関に対する支援を行います。 P.7 ~8

地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援

- **福祉医療機構の優遇融資等**
経営状況の悪化等により事業継続に支障が生じている医療機関等に対する福祉医療機構の優遇融資については、今般の新型コロナウイルス感染症の対応として、融資対象・貸付限度額・無利子枠・無担保枠・償還期間(据置期間)について、特例措置を設けて実施しています。
※その他、地域経済活性化支援機構(REVIC)と福祉医療機構が連携・協力して、経営状況が厳しくなっている医療機関に対して、金融支援や経営支援を実施します。 P.9
- **必要な受診・健診・予防接種を呼びかける広報**
新型コロナウイルス感染症への心配から受診や健診・予防接種等を控え、健康への悪影響が懸念される状況を踏まえ、医療機関での感染防止の取組を周知するとともに、かかりつけ医・自治体に相談して、必要な受診や健診・予防接種を行うよう呼びかけを実施しています。 P.10

新型コロナウイルス感染症患者の病床・宿泊療養体制の確保

10月以降の病床や宿泊療養施設の補助予算を確保します。

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） 変更交付決定額一覧（第二次補正分10月以降分の病床や宿泊療養施設の確保）【9月23日交付決定】

		変更交付決定額	既交付決定額
01	北海道	1,066.0億円	825.2億円
02	青森県	196.4億円	147.2億円
03	岩手県	216.3億円	177.1億円
04	宮城県	253.6億円	212.2億円
05	秋田県	138.1億円	125.7億円
06	山形県	150.0億円	142.4億円
07	福島県	350.2億円	271.8億円
08	茨城県	425.0億円	250.5億円
09	栃木県	232.9億円	220.9億円
10	群馬県	404.5億円	314.9億円
11	埼玉県	1,382.8億円	977.9億円
12	千葉県	969.4億円	813.7億円
13	東京都	2,418.9億円	1,465.0億円
14	神奈川県	2,341.2億円	1,679.9億円
15	新潟県	339.0億円	274.9億円
16	富山県	196.6億円	155.9億円
17	石川県	242.7億円	211.3億円
18	福井県	184.1億円	118.0億円
19	山梨県	142.5億円	139.3億円
20	長野県	308.8億円	261.0億円
21	岐阜県	313.8億円	258.3億円
22	静岡県	444.0億円	293.6億円
23	愛知県	1,242.6億円	844.0億円
24	三重県	300.9億円	216.8億円

		変更交付決定額	既交付決定額
25	滋賀県	239.0億円	176.7億円
26	京都府	506.9億円	437.7億円
27	大阪府	2,151.4億円	1,687.6億円
28	兵庫県	796.6億円	742.6億円
29	奈良県	417.3億円	312.1億円
30	和歌山県	217.8億円	161.5億円
31	鳥取県	104.6億円	85.4億円
32	島根県	106.5億円	105.0億円
33	岡山県	306.2億円	274.2億円
34	広島県	306.3億円	262.5億円
35	山口県	201.2億円	171.7億円
36	徳島県	147.9億円	127.9億円
37	香川県	174.8億円	165.2億円
38	愛媛県	227.5億円	180.1億円
39	高知県	158.1億円	142.6億円
40	福岡県	1,040.6億円	507.1億円
41	佐賀県	139.4億円	100.0億円
42	長崎県	230.2億円	173.2億円
43	熊本県	256.6億円	239.7億円
44	大分県	234.9億円	195.2億円
45	宮崎県	212.4億円	144.5億円
46	鹿児島県	320.1億円	250.8億円
47	沖縄県	261.1億円	136.8億円
合計		23,017.8億円	17,177.8億円

※既交付決定額は第二次補正予算により交付（8月5日付）した金額となります

申請受付日及び給付日

申請開始：随時申請受付、補助実施



【お問い合わせについて】

●お問い合わせ及び申請は各都道府県の窓口まで

新型コロナウイルス感染症患者の受入に係る 診療報酬の特例的な対応

一般の病床でも、一定の病態に対応している場合、手厚い対応を行っている実態にかんがみ、更なる特例的な評価を行います。

■ 事業内容

【従前の特例措置】

- 中等症以上の新型コロナウイルス入院患者について、**救急医療管理加算の3倍相当2,850点）の加算**を算定できることとする。



【追加の特例措置】

- 新型コロナウイルス入院患者について、これまで重症患者等を受け入れるICUやHCUを中心に特例的な評価を行ってきたが、一般の病床でも、一定の病態に対応している場合、手厚い対応を行っている実態にかんがみ、更なる特例的な評価を行うこととし、**救急医療管理加算（950点）を「3倍→5倍」とする。**

※「一定の病態」は、「新型コロナウイルス感染症診療の手引き 第3版」（9月4日）の重症度分類中「中等症II」以上を想定。

さらなる診療報酬上の対応

呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症入院患者に対する診療の評価の見直し

中等症の患者に対する診療・管理の実態

【重症化早期発見のために】

- ✓ 1日3回のバイタルチェック
- ✓ 一般血液、生化学、尿検査の実施
- ✓ 抗ウイルス薬投与の検討



「呼吸不全状態の中等症の患者」の場合

【敗血症・多臓器不全の併発を念頭に】

- ✓ 酸素療法の開始
- ✓ 動脈血液ガス分析・画像検査等の実施
- ✓ ステロイド薬等の投与を検討
- ✓ 人工呼吸への移行を考慮



中等症患者のうち、呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者について、**救急医療管理加算の5倍相当（4,750点）**を算定できることとする。



【お問い合わせについて】

- お問い合わせは**各都道府県の地方厚生局事務所**まで



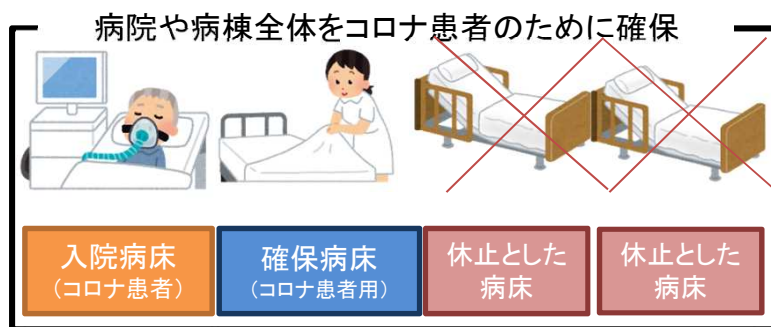
重点医療機関である特定機能病院等の 病床確保料の更なる引き上げ

重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制を確保するため、病床確保料を更に引き上げます。（4月1日に遡って適用）

対象医療機関

重点医療機関

※新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関
（都道府県が指定）



重点医療機関の診療報酬収入 重点医療機関の病床確保料を補助

病床確保料

〔重点医療機関〕

病床の種別	補助基準額(二次補正)
ICU病床	301,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	52,000円

〔重点医療機関である特定機能病院等〕

病床の種別	補助基準額(今回)
ICU病床	436,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	74,000円

〔重点医療機関である一般病院〕

病床の種別	補助基準額(今回)
ICU病床	301,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	71,000円

※特定機能病院と同程度に新型コロナの重症患者を受け入れている病院についても、特定機能病院と同様に病床確保料を引き上げる。（ECMOによる治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関）

申請受付日及び給付日

随時申請受付、補助実施

※ 都道府県によって異なります。

【お問い合わせについて】

●お問い合わせ及び申請は各都道府県の窓口まで



医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関等への補助

医療資格者等が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助します。

■ 対象医療機関等

都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次の保険医療機関等

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
 - ② 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、診療・検査医療機関（仮称）
 - ③ 宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等（③の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等）
 - ④ 地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等（④の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者等）
- ※ 医療機関の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能。

■ 対象者

勤務する医療資格者等

■ 補助基準額

年間の**保険料の一部（2分の1）**、1人あたり**1,000円**を上限

■ 対象となる労災給付上乗せ保障保険

以下のアを満たす民間保険（ア及びイを満たすものを含む。）

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるもの。

- ア 休業補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険
- イ 死亡補償又は障害補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険

■ 申請受付日及び給付日

申請開始：受付中 振込開始：10月中旬頃～ ※国による直接執行



【お問い合わせについて】

- 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
電話 0120-336-933



インフルエンザ流行期に新型コロナ疑い患者を受け入れる 救急・周産期・小児医療機関への支援

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる救急患者等の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止対策等に要する費用を補助します。

■ 対象医療機関

新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された救急・周産期・小児医療のいずれかを担う保険医療機関

- ※ 救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等
- ※ 都道府県が作成する「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」のリストに記載され、都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門及び消防機関にリストが共有されており、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構いません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うこと。

■ 補助基準額

以下の額を上限として実費を補助

- ・ 許可病床199床以下 **1,000万円**
- ・ 許可病床200床ごとに **200万円**を追加
- ・ 新型コロナ患者入院受入割当医療機関※の場合は上限額に1,000万円を追加

※ 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関

■ 対象経費

令和2年9月15日から令和3年3月31日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)

■ 申請受付日及び給付日

申請開始：受付中 振込開始：10月中旬頃～ ※国による直接執行



【お問い合わせについて】

- 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
電話 0120-336-933



インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の 外来診療・検査体制確保事業

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)が、発熱患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む)を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助します。

補助基準額(1日当たり)

13,447円 × (発熱患者等の基準患者数※ - 実際の発熱患者等の受診患者数)

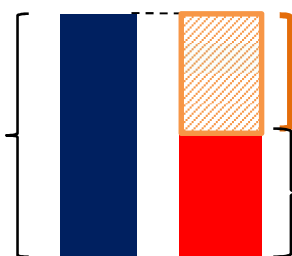
- ・ 基準となる患者数は、1日あたり20人を上限として、体制確保時間に応じて設定
- ・ 実際の受診患者が上記基準より少ない場合に、その人数に応じて補助金を交付

診療・検査医療機関(仮称)において 発熱患者等を受け入れる体制を確保

※診療・検査医療機関(仮称)は 都道府県が指定



①受入時間に応じた
基準患者数
(1日あたり20人を上限)



体制確保料として補助

②実際の受診患者数

[体制確保時間7時間、実際の受診患者が5人の場合の例]

$13,447円 \times (①基準患者数(20人) - ②実際の受診患者数(5人)) = 約20.2万円/日$

※ 自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、基準患者数の1日あたり上限は5人

※ 実際には全く発熱患者等の受診を受け入れない場合は補助を減額

※ 診療・検査医療機関(仮称)の指定期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと

(都道府県等や地域の医療関係者における診療体制の整備)

- ・ 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、診療・検査医療機関(仮称)とその対応時間等を、地域の医療機関や受診・相談センター間で随時、情報共有
- ・ その上で、診療・検査医療機関(仮称)から公表可能と報告のあった医療機関について、地域の医師会等とも協議・合意の上、公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関を受診できるよう更なる方策を講じる

体制確保時間 (1日あたり)の例	補助上限額 (1日あたり)
7時間	約26.9万円
4時間	約15.4万円
2時間	約7.7万円

申請受付日及び給付日

申請開始：受付中 振込開始：10月下旬頃～ ※国による直接執行

※ 診療・検査医療機関(仮称)に国から必要な個人防護具を配布



【お問い合わせについて】

- 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
電話 0120-336-933



インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関（都道府県の指定）に対して、電話相談業務に必要な経費を補助します。

※ 受診・相談センター1か所あたり、3医療機関まで

■ 補助基準額

100万円を上限として、電話相談業務に要する実費※を補助

※ 賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

■ 住民への周知

都道府県は、医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等について、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、住民に周知を行う。

■ 相談対応

患者からの相談に対して、看護職員等が患者の症状や経過、感染者との接触歴、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項等の指導を行える体制を整備していること。

■ 申請受付日及び給付日

申請開始：受付中 振込開始：10月下旬頃～ ※国による直接執行



【お問い合わせについて】

- 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
電話 0120-336-933



福祉医療機構の優遇融資等

経営状況の悪化等により事業継続に支障が生じている医療機関等に対する福祉医療機構の優遇融資については、今般の新型コロナウイルス感染症の対応として、融資対象・貸付限度額・無利子枠・無担保枠・償還期間（据置期間）について、特例措置を設けて実施しています。

※その他、地域経済活性化支援機構（REVIC）と福祉医療機構が連携・協力して、経営状況が厳しくなっている医療機関に対して、金融支援や経営支援を実施します。

	(1)通常融資	(2)従前の優遇融資	(3)拡充内容 ※一定以上の減収が生じている施設のみ ((3)の対象とならない施設は(2))
対象	事業の継続に支障	新型コロナ等により事業の継続に支障	令和2年2月以降、 前年同月と比較し、業収入が30%以上減少した月が1月以上ある施設
貸付限度額	病院 貸付対象外 老健、1,000万円 診療所 300万円	「 病院7.2億円 、老健1億円、 診療所4,000万円 」又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方	「 病院 10 億円、診療所5,000万円 」又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方
無利子枠	－ (利子あり 0.802%)	当初5年間 ① コロナ対応を行う医療機関： ・「 病院1億円、診療所4,000万円 」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関： ・「 病院1億円、診療所4,000万円 」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ※ 都道府県の医療計画に記載されている医療機関、在宅医療を実施している医療機関等 ③ ①・②以外の施設 ・病院、老健： 1億円 まで無利子 ・診療所： 4,000万円 まで無利子 6年目以降0.2%	当初5年間 ① コロナ対応を行う医療機関 ・「 病院2億円、診療所5,000万円 」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 ・「 病院2億円、診療所5,000万円 」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ※ 都道府県の医療計画に記載されている医療機関、在宅医療を実施している医療機関等 ③ ①・②以外の施設 ・病院： 2億円 まで無利子 ・診療所： 5,000万円 まで無利子 6年目以降0.2%
無担保枠	－ (担保あり) ※ 利子あり 0.802%	① コロナ対応を行う医療機関 ・「 病院3億円、診療所4,000万円 」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 ・「 病院3億円、診療所4,000万円 」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設 ・病院： 3億円 ・老健：1億円 ・診療所： 4,000万円	① コロナ対応を行う医療機関 ・「 病院6億円、診療所5,000万円 」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 ・「 病院6億円、診療所5,000万円 」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設 ・病院： 6億円、診療所：5,000万円
償還期間 (据置期間)	・3年 (据置6か月)	・15年（据置5年）	・15年（据置5年）



【お問い合わせについて】

- お問い合わせは、福祉医療機構 **医療貸付専用ご相談フリーダイヤル**まで
0120-343-863
※携帯電話等でつながらない場合
03-3438-0403
受付時間：平日9：00～ 17：00



必要な受診や健診・予防接種を呼びかける広報

新型コロナウイルス感染症への心配から受診や健診・予防接種を控え、健康への悪影響が懸念される状況を踏まえ、医療機関における感染防止の取組を周知するとともに、かかりつけ医・自治体に相談して、必要な受診や健診・予防接種を行うよう呼びかけを実施しています。

①医療機関の感染防止対策の徹底

- 日本医師会や日本歯科医師会の「みんなで安心マーク」により医療機関の感染防止対策の取組に対する理解を促しています。



②患者への受診促進等の周知

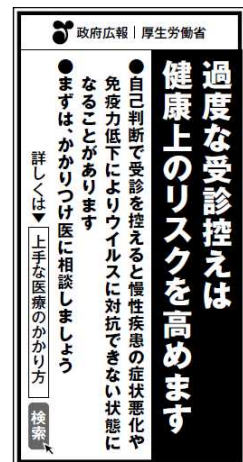
- 政府広報（テレビ・新聞・インターネット等）により、医療機関の感染防止の取組を周知し、必要な受診・健診・予防接種を行うよう呼びかけています。



- 詳しくは以下のホームページをご参照下さい。



<https://kakarikata.mhlw.go.jp/>



③健診や予防接種の促進の広報

- 健診や予防接種の促進を図るため、厚生労働省ホームページにリーフレットを掲載するとともに、地方公共団体を通じて広報を行っています。



【お問い合わせについて】

- ①・②について：厚生労働省医政局総務課 03-3595-2189
- ③ について：厚生労働省健康局総務課 03-3595-2207

